2019年4月1日

高齢者への追加教育実施と作業制限について

「高齢者への追加教育実施と作業制限について」ルールを定め、2019年4月1日から運用することになりました。（※高齢者への教育については従来からの一部変更）

ついては、下記をご参照のうえ、貴社および関係会社の関係者に周知し徹底くださいますようお願いいたします。

記

①高齢者の災害防止や高齢者の高所作業制限について、年齢65歳以上の新規入場者および全職長に対して追加教育（別紙①）を実施します。

（※従来は60歳以上が対象）

②年齢65歳以上の労働者の、高所での安全帯を使用する作業（安衛法等に基づき安全帯を使用すべき作業）を原則として禁止します。やむをえず作業する場合には、許可申請書（別紙②）により工事所長の許可を得ることとします。

※年齢が65歳以上で許可申請をしない方（高所での安全帯を使用しての作業に従事しない方）は保護帽のひらがなの名前表示を黄色テープに黒字にする等により識別してください。（工事所で、重点的に声掛け、保護の対象とします。）

　　・別紙①：教育資料

　　・別紙②：高齢者（65歳以上）高所作業許可申請書

以　上